

個人情報の利用目的について

- 児童相談所との情報共有(自立支援計画等、子ども達の支援に関わる内容)
- 施設内での情報共有(子ども達の支援全般について)
- 各行政関係への要請された必要事項
 - ・国・都・自治体から要請された必要情報(調査、措置費・補助金等申請 等)
 - ・学校教育機関から要請された必要情報(進路、調査、奨学金申請 等)
 - ・福祉関係機関から要請された必要情報(進路、療育手帳申請 等)
 - ・医療機関から要請された必要状況(通院、入院等、生命・健康に関わる申請 等)
 - ・警察・消防等機関から要請された必要情報(調査、危機管理等、生命・指導に関わる申請 等)
- 施設の広報に関わる情報(利用に関しては本人・保護者の許可を得た内容のみ)
- ◎上記は子ども達にとって利益となり、支援に必要な要請に対しての事項 (内容によっては本人に確認の上で利用する)

利用目的による制限の例外【法第 16 条第3項関係】

(利用目的の特定)

法第15条

- ② 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。(取得に際しての利用目的の通知等)

法第18条

- ③ 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

(1) 法令に基づいて、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合社会福祉法に基づく立入検査、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)に基づく児童虐待に係る通告、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)に基づく障害者虐待に係る通報、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に基づく令状による捜査や捜査に必要な取調べ、地方税法(昭和25年法律第266号)に基づく質問検査などが当たる。なお、捜査機関の行う任意調査(刑事訴訟法第197条第1項)のような任意によるものであっても、法令に基づく

場合は本人の同意を得る必要がない。また、「法令に基づく場合」であっても、利用目的以外の目的で個人情報を取り扱う場合は、当該法令の趣旨を踏まえ、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定することが求められる。

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (3) 児童虐待事例について関係機関と情報交換する場合等、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合